

新型コロナウイルス対応緊急資金

災害対策緊急資金（セーフティネット4号）
及び「あんしん借換資金（危機関連枠）」

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売上げが減少する等、業況が悪化している中小企業者等の皆様を支援するため、融資制度を実施しておりますので、御活用ください。

融資対象となる方	<p>◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で6ヶ月以上（セーフティネット保証4号は1年以上）継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、経営状況が悪化している方</p> <p>◆詳細は、裏面参照</p> <p>《中小企業者》</p> <p>◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業</p> <p>◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方</p> <p>《組合》</p> <p>中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>《特定非営利活動法人》</p> <p>府内に事務所を有する特定非営利活動法人</p> <p>※京都府税・京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと</p>
資金使途 融資期間等	<p>◆運転資金、設備資金 10年以内</p> <p><原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可></p>
融資利率	◆詳細は、裏面参照
融資限度額	◆詳細は、裏面参照
担保・保証人	<p>◆保証協会の信用保証が必要</p> <p><原則、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要></p>
受付機関	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p>（ 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、 京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫 ）</p>
実施期間	◆融資制度によって実施期間が異なります。詳細は裏面参照

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

新型コロナウイルス対応緊急資金等 融資概要

融 資 名	新型コロナウイルス対応緊急資金		災害対策緊急資金	あんしん借換資金
対 象 保 証 制 度	普通保証	セーフティネット保証5号	セーフティネット保証4号	危機関連枠
対象となる 中小企業者等	①直近1ヶ月間の売上高等が前年同期又は前々年同期に比べ10%以上減少している方 または ②直近1ヶ月間の原材料費等が前年同期又は前々年同期に比べ10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している方	<業種指定> 市町村長の認定を受けた特定中小企業者(※1)	<府内全市町村指定> 市町村長の認定を受けた特定中小企業者(※2)	<事象指定> 市町村長の認定を受けた特例中小企業者(※3)
融 資 利 率 (固定金利)	年1.2%	同左	年0.9%	新規：年1.1% 借換：年1.7%
融 資 期 間	10年間(据置2年以内)	同左	10年間(据置2年以内)	10年間(据置2年以内)
資 金 使 途	運転資金及び設備資金	同左	運転資金及び設備資金	運転資金及び設備資金
融 資 限 度 額	有担保2億円 無担保8千万円	普通保証とは別枠で 有担保2億円 無担保8千万円		普通保証及びセーフティネット保証とは別枠で2億8千万円
信 用 保 証 料 率	0.45%~1.70%	0.75%(一律)	0.9%(一律)	0.8%(一律)
セーフティネット または危機関連の 指定期間	—	令和2年3月6日~ 令和3年12月31日	令和2年2月18日 ~令和4年3月1日	令和2年2月1日~ 令和3年12月31日
実 施 期 間	令和2年2月6日 ~令和4年3月31日 (※普通保証の設備資金は令和2年3月2日から対象)		セーフティネット保証 4号の認定有効期間内に 保証申込された分まで	令和3年12月31日 融資実行分まで

(※1) セーフティネット保証5号に係る対象要件

次の①、②の要件のいずれかを満たす方

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。ただし、時限的な運用緩和として、危機関連保証の指定期間中は、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可
- ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

(※2) セーフティネット保証4号に係る対象要件

次の①、②の要件を全て満たす方

- ①指定地域内において、1年以上継続して事業を行っていること。
- ②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(※3) 危機関連保証に係る対象要件

原則として、最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる方